

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q

最近、患者様の往診が増えてきて、駐車場が無くやむなく路上へ駐車する場面が増えていています。何かいい方法はないですか？

A

往診を行う際、駐車禁止除外指定車標章の交付を警察署の交通課で交付を受ければ、緊急往診の場合に限りですが、駐車禁止のステッカーは貼られません。ただし、あくまで緊急往診の場合に限りです。定期的な訪問診療や訪問看護等の車両は対象となりませんので注意が必要です。

街を見渡せば、そのほとんどが駐車禁止区域に指定されています。正直、安心して停められるところはほとんどないのが現状です。在院日数の短縮、在宅診療の強化が言われる中、医療に則した道路交通法を検討していただきたいです。

今月の時事ニュース

【中医協】地域医療貢献加算「今後も注視」

中医協は 9 月 7 日の総会で、診療報酬改定結果検証部会からの報告を受け、10 年度診療報酬改定で新設された「地域医療貢献加算」について、同加算創設以降の休日・夜間の病院への問い合わせや受診の状況はあまり変わらないとの回答が 80.1%を占め、病院勤務医の負担軽減につながるかについては、「今後も注視が必要」とした。

地域医療貢献加算を算定している一般診療所については、「24 時間の電話対応や、時間外の診察対応など、患者に対して非常に手厚い対応を行っている」と評価した。

調査結果では算定の届け出をしている一般診療所のうち、24 時間対応で電話を受けている診療所の割合は、改定前の 58.6%から改定後は 72.2%に増えた。ただ、患者側は 40.9%が時間外の電話対応の実施を「知らない」と回答しており、検証部会では効的な周知方法の検討が必要と指摘している。